

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組みを具体的に記載してください。

地域において市民誰もが健康で安心して生活を営むことができるために、地域の身近な相談窓口や地域福祉の拠点として、自助・互助・共助・公助のバランスの取れた地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者の支援を目指し、生活支援・福祉サービスの提供や介護・医療・予防の連携に取り組みます。

具体的には、これまでの約9年間の地域ケアプラザの地域に根差した活動から得た貴重な財産である地域の一員としての専門的知識や視点、地域とのつながりを積極的に活かし、日々の相談活動や自治会など各種組織との話し合いなどを通じ、地域の課題・ニーズを的確に把握しながら、住民の方々の自主的活動の促進やボランティア活動への支援、福祉保健のネットワークの構築による適切な介護予防や介護サービスの提供などの取組みを行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組みについて

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくための取組みを具体的に記載してください。

上笹下地区は磯子区の南部に位置し、南北に縦長、円海山や大岡川の清流など自然環境に恵まれた地域です。

昭和40年代に開発された大規模集合住宅や大手不動産メーカーが整備した宅地に加えて、農業専用地区などが混在しており、高齢化の進行と共に、人口減少が予測される地域です。

これから先、地域ケアプラザが地域の課題に的確に対応した取組みを行っていくためには、住民の方々と協働した取組みが重要だと考えています。

このため、地域のキーパーソンとなる方々、地域づくりに主体的に携わる地域住民との顔の見える関係づくりを行い、地域住民と円滑なコミュニケーションを取る事ができるよう、地域行事への参加や各関係機関の会合等への出席等を通して情報交換等を行い、ネットワークを構築し、地域住民の繋がりによる気づきや見守り・支えあい活動の推進を図ると共に、地域での課題解決にむけ連携や協働に努めています。

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

個人や世帯の抱える困りごと等の生活課題や地域の状況に応じた地域課題を住民や関係者間の共通認識とすることが必要です。

課題解決に向けての取り組みは、地域ケアプラザだけで対応することは困難であり、地域、行政、区社会福祉協議会及び各関係機関と連携して対応する必要があります。

顔の見える関係づくりに取り組むと共に、生活課題や地域課題と健康問題の関係性に着目し一体的に捉え、予防的視点を持って健康の保持及び増進を図ります。

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすことのできる地域社会を実現する為、区政方針をはじめ、磯子区地域福祉保健計画（スイッチON磯子）や上笹下地区計画における地域ケアプラザの役割を理解したうえで、地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体と連携していきます。

また、専門性を向上させ、地域の課題の解決を図るために、他の地域ケアプラザの職員との学び合いや連携にも積極的に取り組んでいきます。

(4) 合築施設との連携について

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

同一敷地内にある特別養護老人ホーム磯子自然村は、同じ法人が経営し法人の理念を共有していることから意思疎通が容易であるうえに、定期的に情報共有を目的とした会議を開催することで、お互いの機能や役割を理解しあい、より幅広い相談に対してワンストップで応えることができる体制が構築できています。

今後においても同一法人である強みを活かし、相互間での助言や提言を通じて、双方の機能強化へと結び付けられる関係を一層強化していきます。

また、災害発生時等の緊急時対応等を共同で行うことにより、災害時の相互協力等が行える体制を構築しています。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、業務実績等について、記載してください。

法人の理念は、「人の「生きる」を支える」「第二の我が家」です。

生きるために支えが必要な方が世の中にはたくさんいらっしゃいます。

身体的な介護を必要とされている方、精神的な支えを必要とされている方、そんな方たちの生き
ることを支えるのが当法人の役割と考えています。

利用者の生活スタイルを尊重すると共に、これまで大切にしてきたものがそこにあり、更に家族
のように寄り添うスタッフがいることにより、安心して生活して頂ける。

まさに第二の我が家と呼べるような理想的な環境を提供することを目指しています。

また、「人間としての尊厳と生きる権利」を保障するために、職員の基本的行動指針として、次の
「4 S w i t hスマイル運動」を推進しています。

1. (1) S a f e t y セーフティー (安全性・信頼性)
 - (2) S p e e d y スピーディー (迅速に・機敏に)
 - (3) S o f t ソフト (やわらかさ・機転)
 - (4) S p e e c h スピーチ (説明・言葉遣い)
2. 顔には微笑み、言葉にはやさしさ、心には愛を

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等につ
いて記載してください。

平成 30 年度の予算執行率は、事業活動収入 100.0%、事業活動支出 99.0%、施設設備等収入
94.8%、施設整備等支出 99.8%、その他の活動支出 100.8%でした。決算では、当該年度に、職員
用独身寮を 318,191 千円で 2 棟整備したことに伴い、法人合計で資金収支計算書の当期資金収支差
額が△189,570 千円、当期末支払資金残高は 1,847,177 千円となりましたが、独身寮を整備してい
なければ、それぞれ 128,621 千円、2,165,368 千円であり、順調に推移しています。事業活動計算
書の当期活動増減差額は、前年度から 142,756 千円増加し、235,930 千円であり、順調な経営とな
っています。

また、将来の施設整備及び人件費等への積立金として 587,581 千円を確保しており、平成 30 年
度末時点での預金残高は、2,137,549 千円、これに未収金や前払費用等を加えた流動資産を
2,767,235 千円保有し、法人税等の滞納はありません。

2 県 8 区市町において、介護保険施設、介護保険事業所、養護老人ホーム、有料老人ホーム及び
保育園等 48 施設・事業所を設置経営しており、利用者の多様なニーズに応えられるよう最大限の努
力と工夫を行い、安定した経営が確保できています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

現在、磯子区から指定管理者の指定を受けて上笹下地域ケアプラザを運営しており、所長等の職員については、地域ケアプラザの役割・目的を十分果たすことができる資格・能力を有する人材の確保、配置を今後も行っていきます。

現所長は、同プラザにおいて8年余りの経験があり、社会福祉士や主任介護支援専門員の資格を有しており、その経験と知識を活かし、地域との顔の見える関係づくりや地域ケアプラザが果たす役割を周知することにより、職員と地域住民が一体となって地域課題に取り組むことができるよう施設管理者としてその能力を発揮いたします。

この他、同プラザには、社会福祉士や主任介護支援専門員等の有資格者に加えて経験豊富な資格該当者が在籍しています。

また、法人内の別事業所や施設に有資格者等が在籍しており、欠員等が生じる場合は人事異動を行うことにより、同プラザの役割・目的を果たすことができる職員の配置を安定的に行うことが可能です。

更に、広く地域に関心を持ち、地域との関わりの中で、相手の立場に寄り添い考える事のできる人材を確保すると共に、職員会議や個々の職員との面接等により職員個々の業務の進捗状況等を把握し、適切な助言等を行うことにより働きやすい職場環境を整え離職を予防します。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

各職種での専門性を充実させるために、内部・外部を問わず各種研修会に参加し、現任者の更なる資質向上を図ります。

また、積極的に研修会や住民組織の活動等に職員を参加させ、受け身だけではなく、目的意識を持った専門性の向上を促して行くと共に、日常の業務において些細なことでも職場内で相談し合えるような環境づくりを心掛け、経験豊富な職員が経験の浅い職員の業務の悩みを共有し共に考えていけるよう、職場内でのOJTの充実を図ります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

保守点検業務については、年間計画を策定し計画的な管理を行うと共に、日常清掃及び定期清掃に加えて、月に1回、休館日を利用して、貸館団体利用者と共に清掃を実施し、活動の場として愛着を持っていただくと共に施設を常に清潔な状態に保っています。

小破修繕については、日々の施設・設備の点検等を行うことにより、大規模修繕に至らないよう、早期発見・迅速な対応を行っています。

また、施設と隣接する同一法人が経営する特別養護老人ホームとは一部設備を共有していることから、同一法人であることのメリットを生かし、協同して効率的な維持保全を行っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制及び事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

「事故防止に関する基本的な考え方」、「事故防止の為の委員会、その他地域ケアプラザ内の組織に関する事項」、「事故防止の為の職員研修に関する基本的な方針」、「ヒヤリハットや事故の報告方法等の安全の確保を目的とした改善の為の方策に関する基本方針」、「事故等の発生時の対応に関する基本方針」、「利用者等に対する指針の閲覧に関する基本方針」等を盛り込んだ事故発生の防止の指針及びマニュアルを策定し、当該指針に基づき事故等の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底、事故発生の防止の為の委員会の開催及び事故発生の防止の為の職員研修等を開催し、事故防止に努めると共に事故が発生した場合の適切な対応を行える体制を構築します。

この他、AEDを設置し、その取扱いに係る研修を定期的実施するほか、近隣の医療機関と連携し、緊急時に的確な対応を行います。

また、事件の防止についても定例会議等の場で職員間の意識共有を図ると共に、万一事件が発生した場合に備えて、緊急時の職員連絡網を整備すると共に同一敷地内の特別養護老人ホームや各種関係機関との連携を強化し、適切な対応を行える体制の一層の構築に努めていきます。

(3) 災害に対する取組みについて

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難場所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

既に策定している福祉避難所開設・運営マニュアルや緊急時の職員連絡網を定期的に職員に周知徹底することで意識共有が図れており、災害が発生し福祉避難所が開設される場合の職員体制、招集方法や運営方法等についての仕組み作りができています。

開所時間外等に発災した場合は、まず、所長を始めとする地域ケアプラザ近隣の職員が参集しその後の対応等を協議することとしています。

また、定期的に行政と共同で福祉避難所の開設に向けた受伝訓練を行っています。

地域防災拠点と福祉避難場所の違い・役割を理解すると共に、災害時の備蓄品の適切な管理や福祉避難所連絡会における情報共有を図ります。

更に、地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かし、地域住民へ福祉避難所の役割を啓発し連携を深めて福祉避難所の運営に理解や協力を呼び掛けると共に多様な避難者ニーズに応えるため、専門的な知識や経験のある団体との連携に加えて、近隣施設と互いに支援し合えるよう互恵的な連携を図ります。

イ 災害に備えるための取組みについて

震災や風水害等といった災害に備えるための取組みについて、具体的に記載してください。

既に策定している災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保及び必要な通報等のマニュアルや法令・規則等で定められている防災訓練を同一敷地内の特別養護老人ホームと実施しており、災害発生時における対応や利用者の安全確保に遺漏がない体制を整えると共に、警察や消防等に要請するような災害等の緊急事態が発生しても、直ちに横浜市に連絡が取れるよう併設施設に衛星電話を設置しています。

また、地域防災拠点における防災訓練に参加し、地域における防災の取り組みや活動を理解すると共に、地域との連携を図ることにより地域住民の防災意識の啓発に努めます。

この他、同一敷地内の特別養護老人ホームと共同で策定しているBCP（事業継続計画）に基づき机上訓練を実施し、必要に応じて計画の見直しを行い、災害発生時に法人の本部がある高知県の事業所や施設からの応援体制等を構築することにより、事業の継続や早期再開ができる体制を整えています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域包括支援センターにケアマネジャー（居宅介護支援事業者または小規模多機能型居宅介護事業所）の選定等の相談をした方に対しては、事業者一覧表やホームページ等を提示する等、複数の選択肢があることを相談者が知る機会を設けたうえで、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするよう説明を行っています。

また、相談者から事業所選定を任せる旨の依頼を受けた場合においても、相談者の考えや希望を丁寧に聞き取り、当該事業所を紹介した理由を説明したうえで最終的な選定の判断の支援・サポートを行っています。

更に、横浜市地域包括支援センター運営協議会が、地域包括支援センターの公正・中立性の確保に向けて実施しているアンケート調査に積極的に協力し、その結果を検証することにより継続した公正・中立性の確保を図ります。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

日頃から積極的に地域の活動等に参加をすることなどにより住民の方々と顔の見える関係づくりを行い、様々なニーズ等の把握に努めると共に、意見箱の設置やご意見ダイアル、利用者アンケートなどを実施することにより、広く利用者の意見、要望及び苦情等を把握し、必要な検討や対応を行い、その結果をケアプラザ内に掲示しています。

また、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための相談窓口を設置しているほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等の苦情を処理するために講ずる措置の概要について掲示すると共に苦情があった場合には、当該苦情の内容を記録し、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを行っています。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に定めるところにより適正に個人情報を取り扱うと共に、同条例第4条に規定されている事業者の責務を果たすために次の事項を遂行します。

- ・全職員から在職中及び退職後も個人情報保護法の趣旨に則り守秘義務及び法人の個人情報保護規程を含む各種規程を遵守する旨の誓約書を徴収すると共に、入職時のオリエンテーションでの周知徹底を行う。

- ・入職後も個人情報保護や人権尊重等の重要性を職員全員がしっかりと意識して業務に臨むことができるよう、年1回以上、他施設で発生した個人情報の漏洩事例等を職員間で議論するなどグループワークを中心とした内部研修を実施する。

- ・情報公開については、法人の定款、役員及び評議員の報酬等に関する規程、現況報告書及び決算報告書や利用者等のサービスの選択に資する情報を法人のホームページ等に掲載し、必要に応じて更新すると共に、利用者アンケート結果や事故等が発生した場合には、その内容に加えて再発防止策等について、地域ケアプラザ内に掲示するなど積極的に情報公開を行い、開かれた組織を確立する。

- ・利用者等からサービス利用に係る記録等の情報公開請求があった場合には、法人の個人情報保護規程に基づき適正に取り扱う。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)を事業者として徹底すると共に、全職員が一市民としてヨコハマ3R夢(スリム)プランの趣旨を理解したうえで行動します。

具体的には、日頃より節電、節水、ゴミの分別及びリサイクル等を職員間で意識して取り組むと共に、地域ケアプラザ内へ利用者の意識啓発の為に掲示や説明を行い、理解を求めたうえで、協力をいただいています。

また、ゴミの分別やリサイクルに取り組むだけでなく、裏紙の積極的利用や書類の電子化等を行うことにより、事業所内で発生する紙ごみを減少させ廃棄物の処理に伴う環境負荷の軽減を図っています。

修繕工事や物品の調達にあたっては、横浜市中企業振興条例の趣旨を踏まえ、横浜市内中小企業への優先発注に努めています。

男女共同参画推進については、横浜市男女共同参画推進条例第3条に規定される7項目の基本理念を理解し、誰もが安心と成長を実感できる日本一働きやすい、働きがいのある都市の実現に向けて、性別にとらわれることなく、互いの個性や人権を尊重し、その能力を十分に発揮できるよう事業運営に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

ケアプラザ広報紙やホームページにて、会場の利用方法などPR活動を随時行い、地域住民の地域活動の支援を行うほか、自主事業を実施するなかでの関わりから新規事業や自主活動への流れを作ることが出来るよう地域住民の方々へ働きかけを行うと共に、貸館団体紹介ファイルやテレビモニターを利用したの事業紹介、ケアプラザ内での事業紹介や利用案内等の掲示を行い、稼働率の向上を図ります。

また、町内会の協力を得て、広報紙を町内会の回覧掲示板へ掲示して頂くと共に近隣の医療機関、薬局及び事業所等に置いていただき、利用促進に向けた啓発活動を行っています。

この他、地域の集まりなどに積極的に参加し、地域住民に、高齢者、子ども、障害のある人、外国人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点である地域ケアプラザの目的・役割についての周知にも努めています。

今後一層ケアプラザ利用が進むことで、地域の方々の健康維持・増進、閉じこもりの予防、地域住民同士の横の繋がりや連携が育成される効果が期待できると考えています。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

地域ケアプラザは、ありとあらゆる層の方々からの相談・支援に、より身近な場所で部門・職種を問わず、全体で取組むことが求められています。

地域福祉保健の拠点である場と機能を活かし、あらゆる機会を捉えて支援に繋げて情報提供を行います。

相談を受けた場合は相談票を作成し、各部門が連携の必要な案件については、ケアプラザ全体として、適宜カンファレンスを開催し、連絡ノートを活用する等、情報の共有を行い、適切な支援内容の検討を実施します。

子育て関連事業の開催や、児童委員・子ども家庭支援課との連携を通じ、個別支援が必要なケースに対し、迅速な連携を図ると共に、関係機関との綿密な連携を強化する為に各種連絡会に参加し、関係者とのネットワークづくりをすすめます。

さらに、障害児者への理解を広める為にも、自立支援協議会等への出席や生活支援センターとの共催事業を通じ、ネットワーク強化を図り、相談機関及び関係機関との連携を強化し、情報提供等に取り組みます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

地域ケアプラザの役割を遂行するには、各事業担当者や関連施設等との情報共有や連携が必須であると共に、地域の課題発掘から解決までのプロセスやニーズ把握には、地域活動交流と地域包括支援センター双方の連携が必要不可欠です。

このため、定期的な合同会議やカンファレンスを開催することにより、それぞれの課題や解決に向けた認識の共有化を図り各事業担当者等の連携を強化します。

また、地域で開催される各種行事や会議・会合などに五職種が積極的に連携して出席し、各々のニーズに合った情報提供や周知を行います。

地域に出向くことで得られる最新の地域情報を収集し、互いの事業に活かしていけるよう全体会議や部門別会議で情報を共有し検討を重ねていきます。

更に、近隣の施設や地区センター等と日頃より情報共有を図り、地域福祉保健の拠点として地域包括ケアシステムの構築に努めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域ケアプラザは、住民主体による支え合いのある地域づくりに向け、既存のネットワークへの参加に加え、地域に必要な新たなネットワークの構築、運営を担うことが求められます。

そのため、これまでも自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会他、各種福祉保健団体の会合へ積極的に参加するとともに各種事業の実施を行ってきましたが、今後も、これまでの様々な活動により得た地域の関連団体等との密接な繋がりを活かし情報交換や連携を図ります。

地域ケアプラザが今後も中核的な役割を担うことで、既存のネットワークの強みを生かした地域での見守りや支え合い活動の充実、問題の早期発見や早期対応に繋がっていくものと考えます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区の福祉保健施策、区地域福祉保健計画及び横浜型地域包括ケアシステム構築に向けた区の行動指針における地域ケアプラザの役割を理解し、一体的な取り組みが行えるように努めます。

地域との顔の見える関係づくり同様に、エリア会議への参加などにより区関係各課や社会福祉協議会と顔の見える関係づくりを行い、日常業務で把握したニーズや課題について積極的に情報交換を図り、支援の方向性等を共有します。

また、区生活支援課の地域協働推進員の協力を得て、生活困窮自立支援制度や家計相談の講習会などを開催するなど、今後も地域に向け様々な制度や施策を分かりやすく啓発し、理解を深めていただくよう取り組みます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の一員として参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地区の情報を共有し地区の課題や地区への支援目標の検討を行います。

日常業務で把握した地域の情報や地域展開している事業の情報を基に分析した地域の課題を共有することで、優先的に取り組まなければならない課題をチーム内で検討し、その結果に基づき必要なデータや情報を含めて課題や必要な取り組みを地域の状況に合わせて地域福祉保健計画や地区別計画に反映できるよう提案し、計画の実現に向けて地域の方々と一体的に取り組めます。

地域住民が、「担い手にさせられる、何かをさせられる」など身構えてしまわないよう、自身の事ばかりでなくお互い様の気持ち、ほんの少し自分の時間を地域に向けていただけるような働きかけを行い、自助、互助、共助、公助のあり方や重要性について理解を深めていただきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主事業を実施する際には、地域の実情や課題を十分に把握し、事業の目的及び成果等の目標（数値等）を明確にした上で企画し、実施後は必ず振り返りを行い、効果、課題を確認して、次の展開へと繋げていきます。

自主事業は、高齢者だけでなく子供や障害児、障害者を対象とした分野も地域課題に応じて実施します。

また、施設内だけでなく、町内会館などを利用した出前・出張講座など開催し、地域で事業の展開をします。

実施にあたっては、単発の講座等にとどまらず、地域ニーズ解決のための地域資源開発につながる事業企画を行います。

更に、自主事業参加者に対しては、その後の自主活動化への働きかけを行うことで、自主活動グループとして新たな立ち上げを行い、活動の場の提供や情報提供・運営アドバイスをを行うと共に、継続的支援を行うことで、グループの拡大化を図ることができると考えています。

自主事業は、地域活動交流部門のみが展開を考えるものではなく、地域から派生する個別的な課題（高齢者・子供・障害児・者）を関係者間で共有し、更に、それらを地域課題と捉えて、地域と共に課題解決に向けた社会資源に繋がるような事業活動を行います。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

町内の会合や福祉保健活動団体の会議等に参加した際に、貸館についてのPRを行い会合等での活用を促します。

登録団体に向けた説明会を実施し、活動団体の交流、貸館手続き及び利用規則等の周知に努めると共に、施設利用者が福祉保健活動を目的としていない団体であっても、可能な限り福祉保健活動に参加していただけるよう、ボランティア情報や地域貢献活動などの情報提供を行い、より地域における福祉保健活動従事者が増えるように働きかけ、利用促進に繋がります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

自主事業・講座の多様化に伴い、高齢者支援に特化しないボランティア（子育て・児童・障害者）育成や、地域活動者の高齢化に伴う次世代のボランティア育成支援に区社会福祉協議会の協力も得て積極的に取り組みます。

具体的には、講座開催にあたり自主事業・講座に関わるための種別ごとのボランティア講座を開催（内容により区内ケアプラザあるいは区社協と協働してボランティア講座開催）し、講座終了後に、目的種別の自主事業や講座の活動に繋がられる内容の講座開催を行います。

更に、活動が長く継続していけるように、定期的なフォローアップ研修・講座を行うなどの支援を行っていきます。

また、団塊の世代の方々が地域に目を向け、地域にどのように貢献できるか、そのきっかけづくりを行いながら地域デビューできるように支援を行います。

近年、自然災害等が頻繁に発生し、その度に甚大な被害が報告されていますが、その折に触れ、多くの人の手を必要とする光景を目の当たりにすることも少なくありません。

そういったことから常日頃からボランティアに対する意識啓発を行い、より多くの方々の力が結集できる体制を整えることができるよう、地域の中でのコーディネート機能を発揮しながら支援をしていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域における福祉保健活動団体や社会福祉施設、人材等の社会資源（区社協・連合町内会・自治町内会・地区民児協・地域のサロンや食事会、配食サービス等）の最新情報を把握していきます。

把握した最新情報に加えて、横浜市統計ポータルサイトや区役所等から提供される独自の統計データ及び地域活動団体等の提供データを整理、分析し、各種活動団体や地域住民に提供します。

また、団体等の情報は、ケアプラザ内で情報共有すると共に、相談支援の場面や各種会議、広報紙等により利用者や地域への情報提供を行っていきます。

更に、施設利用団体の活動紹介や利用団体交流会を積極的に行い、情報交換や交流などを促進していきます。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

地域ケア会議等から浮かび上がってくる高齢者の個別課題や問題に対し、同様の課題や問題を抱えている住民が他にも存在しているとの共通認識に立ち地域課題として捉え、こうした視点も有しながら地域ケアプラザの事業、介護予防教室、サロン及び地域の催し物や昼食会などへ積極的に参加し、参加者からの声を聞き取ると共に、地区の特徴などをアセスメントすることでニーズの把握・分析に努めます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

ケアプラザや区社協、区がそれぞれに持っている情報を共有することから始め、不足する情報を補足し、収集した情報をアセスメントシートやマップ等に落とすことにより、地域内の偏りや傾向を可視化します。

解決すべき課題だけでなく地域の強みにも注目し、街歩き、ケアプラザの事業、地域の催し物や昼食会などへ積極的に参加し、地域のキーパーソン、参加者、ボランティアなど様々からの情報を収集し、社会資源の把握に努めていきます。

また、上笹下地区情報ガイドは、趣味活動等で活動している様々な団体を紹介していますが、同ガイドに掲載されていない団体は数多くあることから、自治会や町内会等にも協力を頂きながら、定期的に更新作業を行うと共に、多くの情報を掲載していけるよう多様な主体の社会資源の把握に努めています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組み（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

エリア内における具体的な課題の共有や解決を目指し、課題解決に協力をして欲しい地域住民や団体等に専門職が課題に感じている事や協議したい内容を相談し、地域住民等が自分事ととらえて協議の場に参加してもらえよう働きかけを行うと共に、直接関わってほしい人だけでなく、その課題や解決に向けた取組みを理解して後押しして欲しい地域住民や団体に対しても相談し、協議の場を設置します。

また、協議したい内容について、参加者に応じて理解しやすい資料にまとめ、必要に応じて参加者名簿や活動団体の活動一覧等を作成しておきます。

更に、専門職や、地域のキーパーソンとなる人と、事前の打ち合わせ（到達目標、議事進行、役割分担）等を行っておくことも大切だと考えています。

実際の協議の場では、想定した通りに議事進行が出来ないこともある為、最終目標を大事にしつつ、柔軟に対応していくと共に次回の開催に向け、常に振り返りを行います。

エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

地域の強みや行っている活動や資源に視点を置き、これらの活動を新たな地域活動やサービスの創設に繋げ、活動の幅を広げられるよう働きかけていくと共に、趣味活動やボランティア養成講座などをきっかけとして、新たな担い手の発掘や地域貢献活動を検討している地域施設などへの働きかけを行います。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、地域ケアプラザとしての他の総合相談・支援と一体となり、必要に応じた連携のもと、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス等の利用に繋げる等の支援を行います。

地域活動交流・生活支援と連携し、それぞれのネットワークを活かして課題把握、支援に繋げて行きます。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い認知症患者の増加が想定されており、各種の事業を展開するなかで、認知症の人やその家族への視点を重視した支援に取り組みます。

また、個別の相談支援・早期対応として認知症初期集中支援チームと連携し、権利擁護の支援、介護者支援としての介護者の集いや医療・介護連携等を行います。

更に、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携し、認知症サポーター養成講座等を通じた普及啓発、見守り体制や集いの場づくりの支援等を進めます。

ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

成年後見制度や任意後見制度に加えて、日常生活自立支援事業についての理解を深めるため、地域住民に普及啓発活動を行います。

司法書士会や市民後見人バンク登録者に講演を依頼し、分かりやすく伝わるように工夫すると同時に、磯子区版エンディングノートの普及を図り、実際に記入していただける仕組み作りを行います。

相談内容から虐待の疑いがあるケースについては、早急に地区担当者へ報告し、関係機関と連携し対応にあたります。

擁護者自身の介護負担の軽減、心身の健康管理及び生活設計が行えるよう、消費者被害防止並びに高齢者虐待の防止のための普及啓発、早期の発見や対応を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

多職種による研修等の実施やケアマネジャーと「地域のインフォーマルな活動団体等との連絡会」、「民生・ケアマネ連絡会」等を開催し、ケアマネジャーと地域や民生委員等との顔の見える関係づくりを行うと共に、「上笹下エリア事業所連絡会」等を開催し、介護サービス事業所と地域のネットワークの構築を図り、地域情報や地域資源、地域課題等の情報共有を図り生活支援体制整備事業を共同で取り組める体制を整備します。

■在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療連携拠点「かけはし」と協力し、ケアマネジャーに医療に関する情報を提供します。

また、協力医による講演会や相談会を開催し、医療機関と介護事業所等の連携を図ると共に、地域のケアマネジャーから医療に関する相談等が出来る体制の構築に加えて、専門的な助言が必要なケースについて、「かけはし」や認知症初期集中支援チームと連携を図っています。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切なサービスに繋がっていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援すると共に、個別ケースの課題分析等を通じて地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、更には地域保健福祉計画への反映などの政策形成に繋げることを目指します。

地域ケア会議は「個別ケースの支援内容の検討」だけでなく「地域の実情に応じて必要と認められる事項」についても検討を行い、個人レベルでは解決が出来ない課題が出た場合には、「個人」ではなく「地域」の視点で課題解決の為に、高齢者に対する支援の充実を図ることや社会基盤を整備する事に繋がるように努めます。

その結果、地域での尊厳あるその人らしい生活の継続ができるようになる、つまり、地域包括ケアシステムの構築を目指す事を地域ケア会議の目的として取り組みます。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

現在、地域ケアプラザ内に、介護支援専門員、社会福祉士や主任介護支援専門員、経験看護師の有資格者が在籍しており、各職種での専門性を充実させるために、内部・外部を問わず各種研修会に参加し、現任者の更なる資質向上を図ります。

また、法人内の別事業所や施設に有資格者が在籍しており、欠員等が生じる場合は人事異動を行うことにより安定した職員の配置に努めます。

委託によりサービスの質の低下や利用者の不利益に繋がることが無いよう、利用者の有益性を第一に考え、適切なアセスメントの実施、サービス内容や達成状況などを確認し、適正なサービスが継続して提供されるよう、担当学会等で助言や指導を行います。

高齢者が要支援状態、要支援者が要介護状態になることを可能な限り防ぐ為、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成する為に支援を行うと共に、住み慣れた地域において多様で柔軟な生活支援が受けられる地域づくりを行う為、関係機関との連携を強化します。

更に、目標志向型のプラン作成をできる様、区内の地域ケアプラザ合同で介護予防支援・介護予防ケアマネジメント従事者研修を開催すると共に、元気づくりステーションや地域の昼食会、サロンなどインフォーマルサービスの情報提供も適宜行っていきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業の参加者だけでなくその家族にも介護予防に対する意識付けや動機付けを積極的に行い、高齢者の健康づくり、健康体操・口腔ケア・フットケア・体力測定など、これまで実施してきた事業が、高齢者の日々の生活に浸透することが出来るよう取り組みます。

事業に関しては、ケアプラザ担当エリアが広範囲に渡ることを考慮し、地域に出向き、町内会館等を利用しながら、身近な場所で行っていきます。

普及啓発についても、地域で行われている会合や、給食会等に積極的に参加し、健康相談を行い、継続的な健康管理の意識付けが出来るように働きかけると共に、各種事業への参加呼び掛けやミニ講座などを通じて普及啓発を行います。

また、地域活動交流や生活支援との連携なくしては、本事業の発展は望めないことから日々の地域情報等の意見交換を行いながら、広く周知が出来るよう取り組みます。

介護予防は、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すものではなく、これら心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものであり、各講座や教室についても単発的な事業の開催で終始するのではなく、工夫しながら予防事業を展開して行きます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

総合相談業務の中でも目的に応じ自在に変化できるネットワークを構築することが求められており、地域活動交流コーディネーター及び生活支援コーディネーターも含めて一体的に地域の包括的な支援ネットワークの構築や支援を行います。

地域ケア会議等を通じて、多職種による個別ケースの検討や課題分析を行い、単に個別のケース解決が重要というだけでなく、個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握や地域における支援体制づくりに繋げていくため、各職種の専門知識を活かし、情報を共有すると共に、地域と顔の見える関係づくりに加えてキーパーソンとの調整を行って行きます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者本位のサービス提供が行われるよう、公正・中立なケアプランの作成を行います。

具体的には、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮し、当該利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。

また、地域ケアプラザで行う居宅介護支援事業者として、同ケアプラザ内の地域包括支援センターはもちろんの事、他の地域包括支援センターとも相互に協力し、総合相談等で表面化した処遇困難ケースを受け入れ、連携による早期の対応を行います。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、通所介護等通所系サービス事業について、プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

<記載場所>

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

指定管理料の執行については、前年度末に事業計画書及び各事業における適切な予算配分を行った当初予算書を作成し、法人の理事会において議決を受けた上で執行を行うと共に、必要に応じて補正予算を編成し、適正な執行を行います。

指定管理者は、その有するノウハウを有効に発揮し、管理運営や継続的改善に取り組むことが求められることから、事業の実施や運営に対する創意工夫を行いながら地域ケアプラザの魅力アップと住民サービスの質の向上に繋がる様、効果的な経費の執行に努めます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

予算の約3分の2を占める人件費について、業務分担の適正化や専門分野以外の研修等を受講することによりスキルアップを図り、限られた時間を有効に活用した会議の開催を行うなど業務の効率的・効果的な事業運営を行い、時間外手当等の削減を行っています。

また、利用者が習得できる成果物がある等の事業については参加費や材料費、資料代といった利用料を徴収し、運営費の抑制に努めます。

7 前期の指定管理業務の実績（現在の指定管理者のみ記載してください。）

(1) 前期の指定管理業務の実績について

前期の指定管理期間における地域ケアプラザ事業の実績を記載してください。

上笹下地域ケアプラザは、磯子区で7館目の施設として、平成23年4月1日に開所しました。

南北に縦長地域のエリアを有しており、開所以来、自治会町内会をはじめ地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会及び各関係機関等と調整を行いながら顔の見える関係づくりを行うとともに、地域へのアウトリーチや継続的な事業の実施に努めてきました。

地域の皆様に広く認識していただけるようになり、より地域に密着した活動が行えるようになってきています。

貸館団体登録数も増加し、活動の場として多くの方にケアプラザを利用して頂けるようになりました。

また、こども食堂での学習支援、小学校でのイベントや地域行事の開催等の様々なニーズにボランティアコーディネートを行うことも出来ました。

年度を追うごとに総合相談件数が増加しており、総合相談窓口として本地域ケアプラザの機能周知が進んでいると共に、地域の高齢化が進行していることを実感しています。

8050問題を始め、多くの課題を抱える方の相談件数も増加し、包括支援センター職員に加えて他事業の多職種が情報の共有や連携を図り、総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント及び、包括支援ネットワークを始めとした事業推進を行い、対応してきました。

その他、地域企業と協働し、移動販売の支援やサロン活動を開始するなど新たな資源開発に結び付けることも出来ました。

今後も地域に根差し、地域の一員として、地域の皆様と共に事業推進に取り組みます。

(2) 職員配置状況について

前期の指定管理期間における職員配置の実績を記載してください。

職 種	要勤務日数	配置日数	差引日数
所 長	255日	268日	13日
地域交流コーディネーター	255日	266日	11日
生活支援コーディネーター	255日	246日	△9日
保健師	255日	132日	△123日
社会福祉士	255日	273日	18日
主任介護支援専門員	255日	274日	19日
介護支援専門員		765日	

指定管理料提案書及び収支予算書 (横浜市上笹下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※1	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象人件費)	11,154,563
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域活動交流コーディネーター、サブコーディネーター等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	195,437
事業費(税込)	内訳(異世代交流事業 300,000 子育て支援事業 300,000 高齢者向け事業 300,000 障害者理解 200,000 利用者交流会 40,000 広報紙 100,000)	1,240,000
事務費(税込)	内訳(備品購入費 200,000 旅費交通費 50,000 研修費 50,000 通信運搬費 500,000 リース代 237,000 印刷製本費 500,000 各種消耗品 440,000 施設賠償責任保険加入費等 60,000 人材紹介手数料 1,000,000 運営協議会運営費 42,000 円)	3,079,000
管理費(税込)	・光熱水費 1,343,000 円 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 790,000 円	2,133,000
指定額	・小破修繕費 474,000 円	474,000
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>	△500,000
施設使用料相当額 ※2		△
合 計		17,776,000

※1：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875 人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

※2：指定管理業務に通所系サービス事業が含まれる場合のみ記入して下さい。

(2) 生活支援体制整備事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※ 3	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象人件費)	■■■■■
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(生活支援コーディネーターのうち賃金水準スライド対象外人件費)	■■■■■
事業費(税込)	コーディネーター活動費 100,000 情報ガイド製作費 150,000 サロン運営費 50,000 その他 9,000	■■■■■
事務費(税込)	印刷製本費 13,000	■■■■■
合 計		5,802,000

※ 3 : 生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(3) 地域包括支援センター運営事業費

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
賃金水準スライド 対象人件費 (非課税) ※4	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象人件費)	20,659,938
賃金水準スライド 対象外人件費 (非課税)	内訳(地域ケアプラザ所長、地域包括支援センター職員等のうち賃金水準スライド対象外人件費)	390,062
事業費(税込)	内訳(高齢者支援事業 300,000 認知症支援事業 200,000 権利擁護事業 100,000 ケアマネ支援事業 100,000 介護者支援事業 100,000)	800,000
事務費(税込)	内訳(備品購入費 100,000 旅費交通費 50,000 研修費 50,000 通信運搬費 500,000 リース代 63,000 印刷製本費 500,000 各種消耗品 300,000 施設賠償責任保険加入費等 60,000)	1,623,000
管理費(税込)	・光熱水費 357,000 ・施設維持管理費(各種保守点検費) 210,000	567,000
指定額	協力医謝金 630,000 円、小破修繕費 126,000 円	756,000
利用料金の活用	〈介護保険収入等を充当する場合は記載してください。〉	△
合 計		24,796,000

※4：(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625 人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(4) 一般介護予防事業

(単位：円)

項目	積算根拠	金額
事業費(税込)	講師謝金 145,000 振込手数料 4,000 保険料他 5,000	154,000
合 計		154,000

2 収支予算書

(単位：円)

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
内 訳	横浜市支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業(a)	17,776,000	17,776,000	17,776,000	17,776,000	17,776,000
		生活支援体制 整備事業(b)	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000	5,802,000
		地域包括支援 センター運営(c)	24,796,000	24,796,000	24,796,000	24,796,000	24,796,000
		一般介護予防 事業(d)	154,000	154,000	154,000	154,000	154,000
		合計(a)～(d)	48,528,000	48,528,000	48,528,000	48,528,000	48,528,000
	介護保険 事業収入	介護予防支援事 業・第1号介護予 防支援事業	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000	9,000,000
		居宅介護支援 事業	15,500,000	15,500,000	15,500,000	15,500,000	15,500,000
		通所系サービ ス事業					
	その他収入	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	
	収入合計 (A)		73,528,000	73,528,000	73,528,000	73,528,000	73,528,000
内 訳	人件費	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000	
	事業費	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	12,000,000	
	事務費	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	8,000,000	
	管理費	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	
	消費税等	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	
	その他	128,000	128,000	128,000	128,000	128,000	
支出合計 (B)		73,528,000	73,528,000	73,528,000	73,528,000	73,528,000	
収支 (A-B)		0	0	0	0	0	

団体の概要

(令和 2 年 2 月 1 8 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ふるさとしぜんむら) 社会福祉法人 ふるさと自然村			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒783-0047 高知県南国市岡豊町常通寺島 335 番地 3 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 8 同意書による)に使用します)			
設立年月日	平成 8 年 3 月			
沿革	別紙参照			
事業内容等	別紙参照			
財務状況	年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	総収入	4, 415, 071, 429	4, 629, 271, 466	4, 603, 405, 569
	総支出	4, 210, 787, 566	4, 536, 097, 066	4, 367, 475, 420
	当期収支差額	204, 283, 863	93, 174, 400	235, 930, 149
	次期繰越収支差額	3, 211, 673, 796	3, 419, 348, 196	3, 714, 278, 345
連絡担当者	【所 属】社会福祉法人 ふるさと自然村 【氏 名】 【電 話】045-769-0240 【F A X】045-769-0242 【E-mail】			
特記事項				

法人沿革

年 月	沿 革 (法人設立, 施設開設等)
平成 8 年 3 月	社会福祉法人 ふるさと自然村 設立
平成 8 年 4 月	社会福祉法人 ふるさと自然村 設立登記
平成 10 年 1 月	特別養護老人ホーム陽だまりの里(定員 50 名 ショート 10 名)、 ケアハウス つくしんぼ(定員 30 名)、 デイサービスセンターぬくもり(定員 一般 15 名 認知症 8 名) 開設
平成 10 年 2 月	ヘルパーステーションひだまり 開設
平成 10 年 4 月	配食サービス事業 開設
平成 10 年 5 月	デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 20 名 認知症 10 名に変更
平成 10 年 9 月	生きがいデイサービス 開設
平成 11 年 1 月	いきいきデイサービス 開設
平成 11 年 6 月	訪問介護養成講座 2 級課程 開講
平成 11 年 9 月	いきいきデイサービス 廃止
平成 12 年 4 月	訪問入浴介護事業所 ひだまり 開設 デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 25 名に変更
平成 12 年 8 月	ケアハウス たんぼぼ (定員 100 名) 開設
平成 13 年 4 月	ケアハウス 菜の花(定員 100 名) 開設
平成 15 年 1 月	デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 35 名に変更
平成 15 年 4 月	養護老人ホーム双名園(定員 100 名) 民間移管を受け運営開始 ヘルパーステーションひだまり 身体障害者居宅介護支援事業 開始
平成 15 年 6 月	訪問介護員養成講座 1 級課程 開講
平成 16 年 6 月	グループホームなんごく(定員 18 名) 開設 グループホームかがみ(定員 18 名) 開設
平成 17 年 4 月	ケアハウス安芸(定員 70 名)、グループホーム安芸(定員 18 名)、デイサービスセンター安芸(定員 15 名)、ヘルパーステーションてくてく開設 後免野田保育園(定員 90 名) 民間移管を受け運営開始 グループホーム香美安心ハウス(定員 9 名) 開設
平成 17 年 5 月	居宅介護支援事業所 てくてく 開設
平成 17 年 6 月	グループホームやす(定員 18 名) 開設
平成 17 年 7 月	ヘルパーステーション さんさん 開設
平成 17 年 8 月	グループホームのいち(定員 18 名)、 デイサービスセンターのいち(定員 15 名) 開設
平成 18 年 4 月	矢ノ丸保育園(定員 210 名) 民間移管を受け運営開始
平成 18 年 5 月	居宅介護支援事業所こもれび 開設
平成 18 年 8 月	グループホーム ふたな(定員 18 名) 開設
平成 19 年 1 月	デイサービスセンターさんさん (定員 15 名) 開設
平成 19 年 4 月	居宅介護支援事業所さんさん 開設
平成 19 年 6 月	養護老人ホーム双名園 改築 夜間対応型訪問介護事業所すばる 開設
平成 19 年 7 月	有料老人ホームなはり (定員 18 名) 開設
平成 19 年 8 月	デイサービスセンターなはり (定員 15 名) 開設 認知症デイサービスセンターふたな (定員 10 名)、デイサービスセンターふたな (定員 20 名)、ヘルパーステーションふたな、居宅介護支援事業所ふたな 開設

年 月	沿 革 (法人設立, 施設開設等)
平成 19 年 9 月	小規模多機能型居宅介護支援事業所さいわい (登録 24 名) 開設
平成 19 年 10 月	デイサービスセンター安芸 定員 20 名に変更
平成 19 年 11 月	(株)コムスのヘルパー事業譲渡を受ける 高知ケアセンター、高須ケアセンター、鴨田ケアセンター、野市ケアセンター、高知黒潮ケアセンター、安芸ケアセンター、居宅介護支援事業所高知ケアセンター、訪問看護ステーション高知 開設
平成 19 年 12 月	グループホーム大津 (定員 18 名) 開設
平成 20 年 1 月	ヘルパーステーションてくてく 障害福祉サービス 開始 訪問看護ステーション高知 事業統合のため廃止
平成 20 年 3 月	有料老人ホームさかわ (定員 80 名)、デイサービスセンターさかわ (定員 15 名)、ヘルパーステーションさかわ、居宅介護支援事業所さかわ 開設 鴨田ケアセンター、安芸ケアセンター 廃止 (事業統合)
平成 20 年 5 月	ヘルパーステーションてくてく 移動支援事業 (障害) 開始
平成 20 年 11 月	訪問入浴介護事業所ひだまり 地域生活支援事業 (障害) 開始
平成 20 年 12 月	居宅介護支援事業所こもればい 廃止
平成 21 年 2 月	居宅介護支援事業所高知ケアセンター 廃止
平成 21 年 4 月	デイサービスセンター大津 (定員 12 名) 開設 ヘルパーステーションひなた 開設 デイサービスセンターさんさん 定員 20 名に変更
平成 21 年 5 月	野市ケアセンター 廃止
平成 21 年 6 月	デイサービスセンター安芸 定員 25 名に変更
平成 21 年 9 月	介護職員基礎研修講座 開講
平成 22 年 3 月	有料老人ホームなはり 増設により定員 44 名に変更 デイサービスセンターなはり 定員 15 名に変更
平成 22 年 2 月	ヘルパーステーションひなた 障害福祉サービス 開始
平成 22 年 4 月	有料老人ホームあっとホーム (定員 168 名) 開設
平成 22 年 7 月	デイサービスセンターあっとホーム (定員 15 名) 開設 高知ケアセンター、高須ケアセンター、高知黒潮ケアセンター 廃止 (事業譲渡)
平成 22 年 10 月	デイサービスセンターあっとホーム 定員 20 名に変更
平成 22 年 12 月	デイサービスセンターなはり 定員 20 名に変更
平成 23 年 4 月	特別養護老人ホーム磯子自然村 (定員 140 名、ショート 20 名) 開設 横浜市上笹下地域ケアプラザ 運営開始 デイサービスセンターあっとホーム 定員 25 名に変更
平成 23 年 7 月	有料老人ホームなはり、デイサービスセンターなはり 廃止 (事業譲渡)
平成 23 年 8 月	デイサービスセンターふたな 定員 25 名に変更
平成 23 年 11 月	介護付有料老人ホームタやけ小やけ (定員 29 名)、グループホームタやけ小やけ (定員 18 名) 開設
平成 24 年 7 月	介護予防サロンごむの木 運営開始
平成 24 年 9 月	特別養護老人ホームふるさとの丘 (定員 80 名、ショート 20 名) 開設
平成 24 年 10 月	デイサービスセンター安芸 定員 30 名に変更
平成 25 年 5 月	夜間対応型訪問介護事業所すばる 廃止
平成 25 年 6 月	介護職員初任者研修 開講

年 月	沿 革 (法人設立, 施設開設等)
平成 25 年 7 月	グループホームいこい (定員 9 名) 開設
平成 26 年 3 月	ショートステイさかわ (定員 9 名) 開設 有料老人ホームさかわ 定員 71 名に変更
平成 26 年 8 月	にこにこぼちぼちカフェ 開設
平成 26 年 12 月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業すばる 開設
平成 27 年 3 月	ヘルパーステーションひなた 廃止
平成 27 年 4 月	後免野田保育園 認可定員 140 名に変更
平成 27 年 10 月	デイサービスのいち 定員 20 名に変更
平成 28 年 3 月	特別養護老人ホームたちばなの里 (定員 20 名 ショート 15 名)
平成 29 年 3 月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所すばる 廃止 デイサービスセンター大津 廃止
平成 29 年 5 月	ワークシェアいきいき 開設
平成 29 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 170 名に変更
平成 29 年 9 月	居宅介護支援事業所あつとホーム 開設
平成 30 年 7 月	ヘルパーステーションあつとホーム 開設
平成 30 年 9 月	訪問入浴介護事業所ひだまり 廃止 ヘルパーステーションてくてく 移動支援事業 (障害) 廃止
平成 30 年 12 月	ショートステイさかわ 廃止 有料老人ホームさかわ 定員 80 名に変更
平成 31 年 2 月	職員宿舎おおつ (定員 16 名) 開設 職員宿舎はりまや (定員 9 名) 開設
平成 31 年 3 月	デイサービスセンターあつとホーム 定員 30 名に変更
平成 31 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 16 名に変更
令和元年 7 月	ワークシェアいきいき 廃止 デイサービスセンターふたな 廃止 認知症デイサービスセンターふたな 廃止 ヘルパーステーションふたな 廃止 居宅介護支援事業所ふたな 廃止
令和元年 8 月 1 日	養護老人ホーム双名園 特定施設入居者生活介護指定 (定員 100 名)

事業内容等

○ 介護保険施設（事業）の状況

施設（事業）の名称	種類	所在地	利用定員	指定年月日
特別養護老人ホーム 陽だまりの里	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	高知県南国市岡豊町 中島 1535	50名・ショート10名	H10.1.19
特別養護老人ホーム磯子自然村	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	神奈川県横浜市磯子区 氷取沢町 60-17	140名・ショート20名	H23.4.1
特別養護老人ホームふるさとの丘	・介護老人福祉施設 ・短期入所生活介護 ・介護予防短期入所生活介護	高知県高知市朝倉己 1149-106	80名・ショート20名	H24.9.30
養護老人ホーム双名園	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	高知県高岡郡中土佐町 久礼 5998	100名	R1.8.1
ケアハウス つくしんぼ	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	高知県南国市岡豊町 中島 1535	30名	H10.1.19
ケアハウス たんぼぼ	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	高知県南国市岡豊町 常通寺島 335-3	100名	H12.8.15
ケアハウス 菜の花	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	高知県香南市野市町 東の 1632-3	100名	H13.4.1
ケアハウス 安芸	・特定施設入居者生活介護 ・介護予防特定施設入居者生活介護	高知県安芸市川北甲 1812-15	70名	H17.4.1
介護付有料老人ホームタヤけ小やけ	・地域密着型特定施設入居者生活介護	高知県高知市神田 1002-1	29名	H23.11.30
デイサービスセンター ぬくもり	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県南国市岡豊町 中島 1535	一般25名 認知10名	H10.1.19
デイサービスセンター 安芸	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県安芸市川北甲 1812-15	一般30名	H17.4.1
デイサービスセンター のいち	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県香南市野市町 東野 1652-1	一般20名	H17.8.16
デイサービスセンター さんさん	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県室戸市領家 270-1	一般20名	H19.1.8

施設（事業）の名称	種類	所在地	利用定員	指定年月日
デイサービスセンター さかわ	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県高岡郡佐川町 甲 1065-33	一般 15名	H20. 3. 3
デイサービスセンターあつとホーム	・通所介護 ・第1号通所事業	高知県高知市神田 1068-1	一般 30名	H22. 7. 1
ヘルパーステーション ひだまり	・訪問介護 ・第1号訪問事業	高知県南国市岡豊町 中島 1535		H10. 2. 1
ヘルパーステーション てくてく	・訪問介護 ・第1号訪問事業	高知県安芸市川北甲 1812-15		H17. 4. 1
ヘルパーステーション さんさん	・訪問介護 ・第1号訪問事業	高知県室戸市領家 270-1		H17. 11. 1
ヘルパーステーション さかわ	・訪問介護 ・第1号訪問事業	高知県高岡郡佐川町 甲 1065-33		H20. 3. 3
ヘルパーステーションあつとホーム	・訪問介護 ・第1号訪問事業	高知県高知市神田 1068-1		H30. 7. 1
グループホーム なんごく	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県南国市岡豊町 中島 1298	18名	H16. 6. 1
グループホーム かがみ	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県香南市香我美 町岸本ルノ丸 328-39	18名	H16. 6. 1
グループホーム 安芸	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県安芸市川北甲 1812-15	18名	H17. 4. 1
グループホーム 香美安心ハウス	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県香南市香我美 町岸本イノ丸 1-2	9名	H17. 4. 1
グループホーム やす	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県香南市夜須町 坪井 804-19	18名	H17. 6. 1
グループホーム のいち	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県香南市野市町 東の 1652-1	18名	H17. 8. 16
グループホーム ふたな	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県高岡郡中土佐 町久礼 6002-2	18名	H18. 8. 1

施設（事業）の名称	種類	所在地	利用定員	指定年月日
グループホーム 大津	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県高知市大津乙 922-1	18名	H19.12.1
グループホーム タやけ小やけ	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県高知市神田字 1002-1	18名	H23.11.30
グループホーム いこい	・認知症対応型共同 生活介護 ・介護予防認知症対 応型共同生活介護	高知県高岡郡中土佐 町久礼 5988	9名	H25.7.1
小規模多機能型居 宅介護事業所さい わい	・小規模多機能型居 宅介護 ・介護予防小規模多 機能型居宅介護	高知県高知市幸町 6-4	24名	H19.9.1
居宅介護支援事業 所 てくてく	・居宅介護支援	高知県安芸市川北甲 1812-15		H17.5.20
居宅介護支援事業 所 さんさん	・居宅介護支援	高知県室戸市領家 270-1		H19.4.12
居宅介護支援事業 所 ふたな	・居宅介護支援	高知県高岡郡中土佐 町久礼 5998		H19.8.16
居宅介護支援事業 所 さかわ	・居宅介護支援	高知県高岡郡佐川町 甲 1065-33		H20.3.3
居宅介護支援事業 所 あっとホーム	・居宅介護支援	高知県高知市神田 1068-1		H29.9.1
横浜市上笹下地域 ケアプラザ居宅介 護支援事業所	・居宅介護支援	神奈川県横浜市磯子 区氷取沢町 60-17		H23.4.1

○ 介護保険以外の施設（事業）の状況

施設（事業）の名称	種類	所在地	利用定員	開設年月日
介護職員初任者研修	・介護職員養成研修	高知県南国市岡豊町 中島 1535		H25. 3. 29
ヘルパーステーション てくてく	・障害福祉サービス	高知県安芸市川北甲 1812-15		H20. 3. 1
ヘルパーステーション てくてく	・移動支援受託事業	高知県安芸市川北甲 1812-15		H20. 3. 1
後免野田保育園	・保育園	高知県南国市西野田 2-5-18	90名	H17. 4. 1
矢ノ丸保育園	・保育園	高知県安芸市矢ノ丸 3-13-1	210名	H18. 4. 1
養護老人ホーム双名園	・養護老人ホーム	高知県高岡郡中土佐 町久礼 5998	100名	H15. 4. 1
ケアハウス つくしんぼ	・軽費老人ホーム	高知県南国市岡豊町 中島 1535	30名	H10. 1. 19
ケアハウス たんぼぼ	・軽費老人ホーム	高知県南国市岡豊町 常通寺島 335-3	100名	H12. 8. 15
ケアハウス 菜の花	・軽費老人ホーム	高知県香南市野市町 東の 1632-3	100名	H13. 4. 1
ケアハウス 安芸	・軽費老人ホーム	高知県安芸市川北甲 1812-15	70名	H17. 4. 1
地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	・地域ケアプラザにおける地域活動・交流の事業	神奈川県横浜市磯子 区水取沢町 60-17		H23. 4. 1
介護予防サロごむの木	・南国市介護予防型サロン運営事業	高知県南国市岡豊町 中島 1535		H24. 7. 17